平成２５年（フ）第９７号
岐阜市鏡島西２丁目６番75号
破産者　株式会社富士交易
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第９８号
岐阜市次木53番地１
破産者　臼井　文男
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３５号
岐阜県可児市川合2793番地92
破産者　株式会社ウオシン
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１５６号
静岡県御殿場市新橋882番地
破産者　有限会社古瀬酒店
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７７号
香川県高松市国分寺町新居301番地１
破産者　有限会社ＭＳＫ
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１８号
高知市神田2225番地２
破産者　有限会社高知塗装工業
1　決定年月日　平成26年12月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第３３号
栃木県足利市小俣町2364番地３
破産者　小森　淳一
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第５７号
栃木県足利市新山町2229番地12、前住所栃木県足利市朝倉町３丁目33番地５
破産者　小野　　健
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第５８号
栃木県足利市新山町2229番地12、前住所栃木県足利市朝倉町３丁目33番地５
破産者　小野　和子
1　決定年月日　平成26年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２６年（フ）第１６０３号
札幌市手稲区稲穂３条２丁目６番38―101号
破産者　酒井　孝之
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７号
仙台市青葉区山手町11番50号　コアライフ山手803号室、住民票上の住所福島県喜多方市塩川町字藤ノ木３番地の２
破産者　塩田　　宏
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
茨城県日立市小木津町２丁目15番42号、居所茨城県日立市高鈴町３―２―15
破産者　須藤　　太
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第１６５号
群馬県前橋市青柳町389番地３
破産者　伊藤　正治
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４２号
群馬県渋川市中郷596番地84
破産者　清水　順司
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９８号
群馬県太田市長手町381―１　第１長手ハウス２号、住民票上の住所群馬県太田市小舞木町594番地
破産者　阿藏　博文
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第８７号
群馬県太田市小舞木町462番地１　ヴィラ・カナーレＡ―５号、開始決定時の住所群馬県太田市新野町825番地16
破産者　岡部寿美子
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１１５号
群馬県太田市新田早川町458番地
破産者　田村　朝美
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９０８号
さいたま市桜区西堀10丁目８番37―103号、破産手続開始決定時の住所さいたま市桜区西堀９丁目23番22号
破産者　倉島　英一
1　決定年月日　平成26年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係